

**貨物概要**

A B S 樹脂製の柄と P V C 製のパイプブラシからなるもので、電気掃除機のホースの先端に取り付けて使用されるもの。掃除機とともに提示されるものではなく、単独で提示されるもの。

**分類**

関税率表第 9603.50 号（統計番号 9603.50-000）のその他のブラシ

**分類理由**

掃除機の部分品として使用されるブラシであり、第 16 部注 1 及び第 96.03 項の規定により、上記のとおり分類されます。

**注記**

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）